

「和歌山県平成23年台風12号災害義援金」募集要綱

社会福祉法人和歌山県共同募金会

1 趣旨

台風12号により、和歌山県中南部を中心に、家屋流出等の災害が発生し、平成23年9月2日に田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町に災害救助法が適用されました。

和歌山県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被災を受けられた方々を支援し、援助することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

和歌山県平成23年台風12号災害義援金

3 受付期間

平成23年9月9日（金）から平成24年3月30日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義
紀陽銀行	本店営業部	普通預金 2097718	社会福祉法人和歌山県共同募金会
和歌山県信用農業協同組合連合会	本所	普通預金 0003572	和歌山県共同募金会災害用
ゆうちょ銀行	口座記号番号	00990-8-1130	和歌山県共同募金会台風12号災害

(ア) 紀陽銀行各本支店間及び和歌山県内 J Aバンク間での振込手数料は無料になります。

(イ) 上記以外の他銀行からの振込については、有料扱いになります。

(ウ) ゆうちょ銀行での振込手数料は無料になります。

(エ) 全国の地方銀行からの振込手数料は無料になります。

(オ) ATM を利用の振込は手数料がかかります。

5 現金書留による義援金の送金について

(宛 先) 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
社会福祉法人和歌山県共同募金会 あて

(カ) 宛名のところに「救助用郵便」と明記の上、送金下さい。

郵便料金は免除になります。

6 義援金の配分について

本会で取りまとめた義援金は、和歌山県に管理換えし、和歌山県が設置する配分委員会で配分を決定し、被災者に配分されます。

7 領収書の発行について

寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、別添の「領収書希望者名簿」により必要事項を記入の上本会へ送付ください。後日領収書を発行します。

附則 この要綱は、平成23年9月9日から施行する。